

非識別加工情報の提供に関する制度の導入について

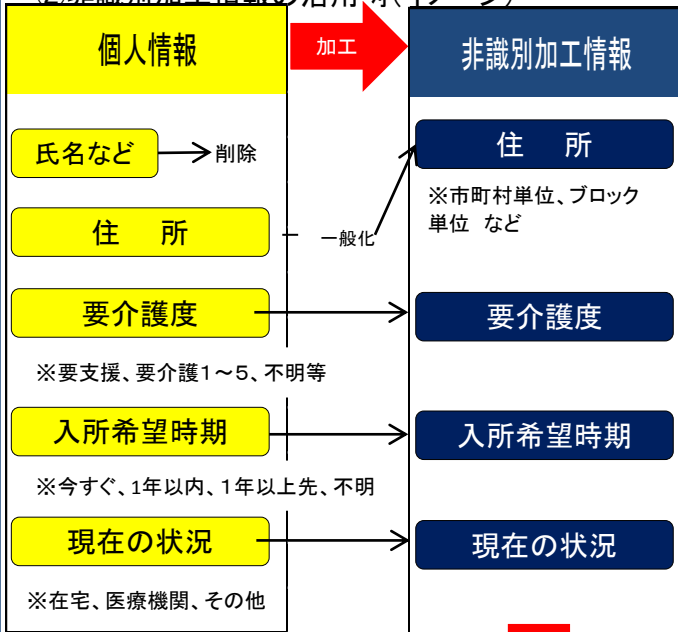
想定されるメリット

○新たな民間サービス展開の可能性

①非識別加工情報の具体的な活用

個人情報ファイル名	具体的な活用例
特別養護老人ホームの入所希望者名簿(県)	地域における介護サービスへのニーズ分析
介護保険指定事業者等管理システム(県)	地域における介護事業者の現状分析

②非識別加工情報の活用例(イメージ)



※必要に応じて、サンプリング、トップ(ボトム)コーティングなど

活用方法

市町村単位で、介護サービスのニーズを明らかにして、介護サービスを必要としている地域にサービス展開

導入に伴う課題等

○個人情報保護の安全確保に向けた制度設計の検討

- ①加工情報を活用することに対する県民の懸念
- ・乗降履歴情報販売事例
  - ・通信教育企業からの顧客情報流出事例
- などから見る、個人情報漏えいへの大きな懸念  
個人情報保護の安全性に対する説明責任
- ②制度運用上の問題

- ・現段階では、ニーズの状況も把握できておらず、制度の導入が本県にメリットがあるかどうか不明
- ・先行する国の運用状況の見極めも必要
- ・開示・非開示判断の全国統一化による、各地方公共団体でのこれまでの運用との齟齬が生じるおそれ(例:これまで開示と判断していたのが非開示になど)

○新たな行政サービス創出に伴う新たな業務の発生

県への導入イメージ

①提案の募集に関する個人情報取扱事務登録簿の整理(各部局)

②民間事業者に対し、定期的に提案を募集(文書情報課)

③民間事業者からの事業利用の提案

④民間事業者からの提案内容の審査(文書情報課所管の委員会)

【審査基準】

- ・提案した者が欠格事由に該当しないこと
- ・事業が新産業の創出等に資すること
- ・事業の用に供する期間が規則で定める期間を超えないこと
- ・安全管理措置等が適切であること

⑤民間事業者への審査結果の通知(情報を保有する課)

⑥民間事業者との契約(情報を保有する課)

⑦加工するシステム業者等との契約(情報を保有する課)

⑧情報の加工

⑨加工された情報の検査(情報を保有する課・文書情報課)

⑩加工業者への委託料の支払い(情報を保有する課)

⑪民間事業者への加工情報の提供(情報を保有する課)

⑫民間事業者からの手数料の受領(情報を保有する課)

※⑦及び⑩は、加工を県直営とする場合は不要